重　要　事　項　説　明　書

【双　葉　保　育　園】

社会福祉法人進知会 双葉保育園　重要事項に関する説明

１．運 営 主 体

名　　称	社会福祉法人 進知会
所　在　地	〒811-3219 福津市西福間 1-3-13
電 話 番 号	０９４０－４２－３６９６
代表者氏名	理事長　太田 温代

２．利 用 施 設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	双葉保育園
施設の所在地	福津市西福間 1-3-13
連　絡　先	電話番号　０９４０－４２－３６９６ ＦＡＸ　　０９４０－４２－３６９５
管　理　者	太田 温代
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法、同施行規則の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	0 歳児　0 人　　1 歳児　　0 人 2 歳児　0 人　　3 歳児　　40 人　　合計 120 人 4 歳児　40 人　　5 歳児　　40 人
開 設 年 月 日	平成２５年４月１日

３．事業所の目的・運営方針

社会福祉法人 進知会 双葉保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とする。

（１）当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。

（２）当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育及び教育を一体的に行う。

（３）当園は、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。

（４）一時預かり保育

施設利用前日までの申し込み者を対象として、一時預かり保育を実施する。

４．施設・設備等の概要

（１）施　　設

敷　地	敷地全体	2,337.56m²
	園　　庭	1,018.05m²
園　舎	構　　造	鉄筋コンクリート造２階建て
	述べ床面積	1,086.14m²

（２）主な設備

設　　備	
保　育　室	６室（3,4,5 歳児各２室）
お 遊 戯 室	１室（２Ｆ）
ランチルーム	１室（１Ｆ）
屋 上 園 庭	
調　理　室	１室（１Ｆ）

５．職員の配置状況

職　　種	員　　数	
保　育　士	０歳児 １、２歳児 ３歳児 ４、５歳児	乳児３人につき１人 児童６人につき１人 児童２０人につき１人 児童２５人につき１人
調　理　師	調理師・栄養士	５人

当園では「児童福祉法」に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記記載員数を配置する。

６．保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。但し、祝祭日は休園とする。

７．保育を提供する時間

保育を提供する時間は次の通りとする。

7:００　～　１９:００

８．提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成２９年　厚生労働省告示第１１７号）を踏まえ、保育その他の便宜の提供を行う。当園における保育・教育方針は下記の通りとする。

① 乳幼児期にふさわしい生活の展開
② 遊びを通じた総合的な保育の実践
③ 個々の発達特性に応じた保育
④ 環境を通して行う保育
⑤ 乳幼児期にふさわしい知的発達を促す教育並びに保育
⑥ 道徳の芽を培う保育

また、当園における食事の提供は下記の通りとする。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行う。

	午前おやつ	昼　　食	午後おやつ	備　　考
		12 時頃	15 時頃	

※献立表は毎月作成し、保護者に通知する。

※予め、食物アレルギー等、体質に合わない食材に関する聞き取り調査を実施し、日々の給食に反映する。

９．利用料金

（１）保育に係る保育料

保育料は福津市が定める利用者負担額（月額）とする。

（２）給食費について

２号認定の子どもは、給食（主食費・副食費）・おやつの材料費として、月額６，５００円を徴収する。ただし、２号認定のこどもの中で市が定めた対象外の子どもに関しては、主食費（５００円）のみ徴収する。尚、欠席の場合、１か月の保育日数が違った場合でも、返金はしないものとする。

※徴収方法は、指定の銀行での口座振替とする。

（３）保育に係る実費徴収費用

下記の利用者負担額（実費）を現金にて保護者から徴収する。

お便り帳（150 円程度）、

体操服（半袖、長袖、短パン、長ズボン、帽子　5,000～6,000 円程度）

月刊絵本代（300 円）

（４）延長料金について

１５分　１２５円

（15 分単位で請求　例：18：16～18：30 の間にお迎え　250 円）

※翌月請求させていただきます

10. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了する。

（1）園児が満 6 歳に達したとき（但し、満 6 歳に達した年度の 3 月 31 日までは保育の提供を継続する。）

（2）児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

（3）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11. 嘱　託　医

当園は、以下の医療機関を嘱託医とする。

（1）内科・小児科

医療法人　たけなかこどもクリニック（旧 竹中小児科医院）

福岡県福津市中央 6 丁目 22−33　　0940-42-0043

（2）歯　　科

医療法人　筒井歯科医院

福岡県北九州市八幡西区折尾 3 丁目 1−5　　093-601-8181

12. 緊急時の対応

在園中の園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡し、適切な対応をとる。

13. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園における要望・苦情等に係る窓口は以下の通りとする。

・窓口担当者　　園長、主任保育士、（第三者評価委員）

・ご利用時間　　9:00 ～ 17:00

・電 話 番 号　　0940 - 42 - 3696

担当者不在の場合、職員は丁寧な対応を心掛けるとともに、担当者へ連絡するなど、臨機の対応をとる。

14. 非常災害等への対応

全員での避難訓練を毎月実施する。また、年二回の消防署との消火合同訓練や、警察署との不審者対応合同訓練を通じ、万一の非常災害等へ備えるものとする。

15. 利用者に対しての保険の種類等

以下の保険に加入する。

・保険の種類（被保険者）：障害保険（園児・保護者）
給食賠償責任保険（園児）

※傷害保険には加入致しますが、食中毒・心臓病等の持病がある場合には責任を負いかねます。

16. 虐待防止のための措置

園児の人権擁護並びに虐待を防止するため次の措置を講ずる。

（１）人権の擁護，虐待の防止等に関する必要な体制の整備

（２）職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

（３）虐待の防止，人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

（４）その他虐待防止のために必要な措置

本園は、保育を行う中で本園の職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、速やかに福津市子ども課・児童相談所等、適切な機関に通告する。

17. カスタマーハラスメントに対する対応

より良い教育・保育を継続的に行うため、双葉保育園内外におけるカスタマーハラスメントに対しては、関係法令並びに法人制定の「カスタマーハラスメント防止対策」に基づき、適切な対応をとるものとする。　また、職員の安全が脅かされるような場合には、一時的または継続的なサービス提供の停止又は契約を解除できるものとする。

18. 当園におけるその他の留意事項

喫　煙・飲　食	当園の敷地内は全て禁煙とする。また、園外からの飲食物の持ち込みは許可しない。
営利活動、政治活動等	他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動等は許可しない。

19.　撮影・録音・SNS 投稿の禁止について

園児・保護者・職員の個人情報やプライバシーを保護する目的で、施設及び敷地内、行事等において、無断で写真・動画撮影、録音、またそれらを SNS やその他のインターネットへの書き込み・投稿等を固くお断りいたします。

但し、園が指定した場所・時間に関しての撮影は許可いたします。

園で撮影や録音した情報をＳＮＳその他のインターネット等に発信した場合、園の指示に従い直ちに削除、修正をしていただきます。また刑事告発等の法的責任追及を受けて、損害を現状に回復するのに必要な費用の全部もしくは一部を賠償していただきます。

以　上